

社会福祉法人新座市社会福祉協議会ホームヘルプサービス新座市介護
予防・日常生活支援総合事業における第一号訪問事業運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新座市社会福祉協議会が開設する社会福祉法人新座市社会福祉協議会ホームヘルプサービス（以下「事業所」という。）が行う新座市介護予防・日常生活支援総合事業における第一号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス及び訪問型サービスA）（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要支援状態等にある利用者に対し、適正な介護予防訪問介護相当サービス及び訪問型サービスA（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう個別サービス計画を作成し、計画に沿って、生活全般にわたる援助を行う。

3 事業所の訪問介護員等は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援を行い、利用者の心身機能の維持回復を図ることにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 社会福祉法人新座市社会福祉協議会ホームヘルプサービス

(2) 所在地 埼玉県新座市野火止一丁目9番63号新座市役所第三庁舎内

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤職員 1 名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) サービス提供責任者（訪問事業責任者） 常勤職員 1 名以上

サービス提供責任者（訪問事業責任者）は、事業所に対するサービスの利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、個別サービス計画の作成等を行う。

- (3) 訪問介護員等（訪問事業従事者） 非常勤職員 10 名以上

訪問介護員等（訪問事業従事者）は個別サービス計画等に基づきサービスの提供に当たる。

- (4) 事務職員 1 名

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までの間とする。ただし、12月29日から1月3日までの間及び祝祭日を除く。

- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までの間とする。

- (3) 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

（サービスの内容及び利用料等）

第 6 条 サービスの内容は、次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、新座市長が定める基準によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払を受けるものとする。

- (1) 身体介護（訪問型サービスAを除く。）

- (2) 生活援助

（緊急時における対応方法）

第 7 条 訪問介護員等は、サービス実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

（苦情処理）

第 8 条 サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため

に必要な措置を講じるものとする。

(通常の実業の実施地域)

第9条 通常の実業の実施地域は、新座市の区域とする。

(個人情報の保護)

第10条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」並びに「社会福祉法人新座市社会福祉協議会個人情報保護要綱」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営についての留意点)

第11条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定めるもののほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人新座市社会福祉協議会会長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。